

平成 19 年 4 月 10 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

旧さくら銀行でご融資した一部貸出金の貸出金利相違について

今般、弊行において、平成 13 年 3 月以前に旧さくら銀行でご融資いたしました貸出金のうち、「貸出金利が短期プライムレートの変更に自動連動する約定」（以下、自動連動約定）を締結していた貸出金の一部について、事務処理の誤りにより、約定通りの連動がなされていないものがあることが判明いたしました。

このような事態が生じ、お客さまならびに関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけし、また、お客さまの信頼を損なう結果となりましたことを、心からお詫び申し上げます。

今後は、ご迷惑をおかけしたお客さまへのご精算手続きに誠心誠意対応させていただくとともに、このような事態が二度と起こらぬよう、再発防止に取り組んでまいります。

判明した貸出金利相違の概要は、下記の通りでございます。

記

1. 発生事象 : 平成 13 年 3 月以前に旧さくら銀行でご融資いたしました貸出金のうち、お客さまと自動連動約定を締結した一部の貸出金について、約定通りの連動がなされておらず、結果として、貸出利息を過大または過小にいただいているものがありました。
2. 対象先数 : 該当する貸出金の残高を有する法人・個人のお客さま 1,460 先
(* 既にご返済された貸出金のうち該当する可能性のあるものについては現在調査中)
3. 対象金額 : 過大金額約 1,523 百万円、過小金額約 26 百万円
4. 発覚経緯 : 平成 18 年 8 月の短期プライムレート引き上げに際し、一部の営業店にて貸出金利確認作業を行ったところ、貸出金利が相違している貸出金が発見され、また、ほぼ同時期に他の営業店のお客さまからも貸出金利に関するお問い合わせがございました。その後、同様の事態が他の営業店でも生じていないか、行内で旧さくら銀行の貸出金 117 万件を対象に調査を実施した結果、事態が発覚いたしました。

5. 発生原因 : 以下の2点の事務処理の誤りがあったものです。

(1)短期プライムレートの変更にあわせて、貸出金利をシステム上で自動連動させるための専用コード（以下、金利自動連動コード）のインプット漏れが生じてしまったこと。

(2)信用保証協会保証付き貸出金などの一部に、金利自動連動コードの入力が出来ないものがあり、それらについて、短期プライムレートを変更した際の事務処理の誤りが原因で、貸出金利の約定通りの変更がなされていなかったこと。

6. 今後の対応 : 貸出利息を過大にいただいたお客さまには、本日以降ダイレクトメールなどにより個別にご説明させていただくとともに、過大にいただいた利息に法定利率により算定した損害金を加えてご精算させていただきます。

なお、すでに全額ご返済いただいている貸出金につきましても、今後、弊行にて貸出利息を過大にいただいている事態が確認できたお客さまには、同様の対応をさせていただく予定です。

<本件に関するお客さま専用のお問い合わせ窓口>

電話番号 : 0120-121-481 (フリーダイヤル)

受付時間 : 9:00~17:00

(平成19年4月11日(水)より、土曜、日曜、祝日は除く)

以 上